

質問回答

NO.	質問	回答
1	<p>【別添2仕様書2(2)】 「(2) JCM設備補助事業の事業報告書及び設備の稼働状況等確認業務」において補助事業者に対する方策の検討において必要が生じた場合、弁護士費用を予算並びに経費に計上することは可能でしょうか？</p>	<p>必要性は個別判断によります。経費へ計上の必要が発生した時点で環境省担当官に可否を確認することが望ましいです。</p>
2	<p>【別添2仕様書2(3)②】 「(3) JCM資金支援事業等に関する国内外の理解促進等業務」</p> <p>②における「環境省が別途委託する業務にて開催される「JCMの実施に関するセミナー」の想定国数は10か国程度とされています。別途委託される業務の受託者からの連絡がない限り、10か国に至らなくても支障はありませんか？</p>	<p>別途委託される業務の受託者からの連絡がない限り、10か国に至らない場合は問題ございません。</p>
3	<p>【別添2仕様書2(4)⑤】 「(4) JCM資金支援事業等への参画促進検討等業務」</p> <p>⑤の「星との連携によるASEAN地域等での展開」の意図することは何でしょうか？特にASEAN地域が指定されていますが、それ以外の地域であっても支障はありませんか？</p>	<p>現行JCMの発展系としての多国間でのJCMの取組を想定しています。これまでの署名国や案件の数を踏まえた上で候補としてASEANを想定しています。具体的な検討に際しては、環境省担当官と協議の上決定するものと致します。</p>